

## 舞鶴医療センター臨床倫理委員会規程

### (目的及び設置)

第1条 独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター（以下「当院」という。）における医療行為（臨床研究を除く。）に関して、本邦の法的及び倫理的規範に則して倫理面からの検討等を行うため、当院に舞鶴医療センター臨床倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 院内における臨床倫理の方針、ガイドライン等の見直し及び作成に関すること。
- (2) 臨床倫理の教育及び研修の企画・立案に関すること。
- (3) 臓器移植及び脳死判定に関すること。
- (4) 宗教的理由による輸血拒否に関すること。
- (5) 生殖補助医療に関すること。
- (6) 遺伝子診断に関すること。
- (7) 胎児出生前診断に関すること。
- (8) 終末期における医療行為に関すること。
- (9) 当院において標準的な治療として確立していない医療行為に関すること。
- (10) その他臨床倫理に関すること。

### (組織等)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 院長
- (2) 副院長
- (3) 部長（医師） 2名
- (4) 看護部長
- (5) 薬剤部長
- (6) 事務部長
- (7) 外部委員 2名
- (8) 院長が必要と認めた者

2 委員は院長が選考し、幹部会議の同意を得て、院長が任命又は委嘱する。

3 委員会に委員長を置き、院長をもって充てる。

4 委員は委員会の活動によって自身の職務上の不利益を被ることはないものとする。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、委員長が必要と判断した場合に招集する。

- 2 委員長は、委員以外の者の意見を聴くため、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の成立及び議事)

第5条 委員会は、第3条第1項に規定する委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の合意により決するものとする。

(臨床の倫理的問題への対応の協議)

第6条 委員長は、病院の医療従事者からの第2条第1項第3号から第10号に規定する事項に関する協議の申請を受け、緊急に行う必要があると判断した場合には、第3条第1項第7号の委員以外の委員による臨時の委員会を招集することができる。

- 2 その場合においても、委員の過半数の出席がなければ開くことができず、その議事は出席した委員の3分の2以上の合意により決するものとする。

(申請手続き)

第7条 第6条の協議申請をしようとする医療従事者は、別紙様式1に必要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。

(報告)

第8条 委員長は、第6条の協議結果について申請者及び申請者が所属又は従事する部署の責任者に別紙様式2により報告する。

- 2 申請者及び申請者が所属又は従事する部署の責任者は、協議結果を受けた後の対応と経過及び顛末を別紙様式3に記入し、委員長に提出する。
- 3 委員長は、第8条第2項について委員会に報告するものとする。

(守秘義務と患者等の匿名性の保持)

第9条 委員会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員会において、患者及び患者家族の匿名性を担保するものとする。

(委員会の事務)

第10条 委員会の事務は、事務部管理課において処理する。

2 委員会の議事については、記録を作成し、10年間保存するものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年5月19日から施行する。